

沖縄北部地域森林計画(案)の概要について

【主な変更点】

- (1) 森林面積、記述等の時点修正
- (2) 令和5年10月に樹立した全国森林計画での
 - ①新たに追加された方針や記述等の追加
 - ②新たな計画期間に応じた計画量の見直し

参考

全国森林計画では、近年の社会情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえて、以下の記述が追加。

- 盛土等の安全対策の適切な実施
- 木材合法性確認の取組強化
- 花粉症発生源対策の加速化
- 林業労働力の確保の促進
- 高度な森林資源情報の整備・活用

また、各種計画量について、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に応じた計画量が算定。

【主な変更内容】

- (1) 森林面積（沖縄北部地域森林計画書(案) p.21）以下 計画書(案)とする。

単位：ha

	森林面積	増減の内訳 (届出*による)	〃 (精度向上による)
現行	45,247		
計画案	45,029		
増減	Δ218	増：9.3 減：72.9	減：154.4ha

※届出とは「伐採及び伐採後の造林の届出」「保安林の指定・指定解除」

「林地開発行為の許可」及び「過年度の修正漏れ等」を含む。

また、四捨五入の関係で総数は必ずしも一致しない。

- (2) 全国森林計画と同様の修正

①方針や記述等の追加

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標（計画書(案) p.22)

- オープンデータ化に係る政府決定、リモートセンシング等の新たな技術の進展を踏まえ、航空レーザ計測等による高度な森林情報の活用など、ICTの活用に関する記述を追加

第3 森林の整備に関する事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針（計画書（案）p.37）

→ 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更（令和4年10月）を踏まえ、林業に従事する者の確保に関する記述を追加

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針（計画書（案）p.38）

→ 令和5年4月に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）を踏まえ、木材関連事業者の取組に関する記述を追加

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項（計画書（案）p.40）

→ 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）の施行（令和5年5月）を踏まえ、盛土等の安全対策の実施に関する記述を追加

→ また、森林法施行令の改正（令和4年9月）など林地開発許可制度の許可基準を見直したことを踏まえ、制度の運用に関する記述を追加

② 計画量の見直し（計画書（案）p.45～）

伐採計画について

単位：百 m³

	計	主伐	間伐	備考
現行	512	409	103	
計画案	666	609	57	
増減	154	200	Δ46	

造林計画について（造林面積）

単位：ha

	計	人工造林	天然更新	備考
現行	503	278	225	
計画案	671	340	331	
増減	168	62	106	

林道計画について（開設拡張）

単位：km

	開設拡張	備考
現行	-	
計画案	-	
増減	-	

保安林の指定について（指定面積）

単位：ha

	指定面積	備考
現行	3,280	※現保安林面積(5,263)
計画案	3,282	
増減	2	

治山事業について

単位：地区

	施行地区数	備考
現行	55	
計画案	53	
増減	Δ2	